「やぶ☆チャレクラブ」登録から「やぶ☆チャレ」開始まで　【フローチャート】

STEP① 代表者決定

☐ 代表者は18歳以上（高校生は除く）
・ 持続可能な運営体制とするため、代表者以外のクラブスタッフも配置することが望ましい。

参考：教員の兼職兼業について ※1

STEP② 申込資格確認

☐ 養父市内中学生が参加できる活動
☐ 市内に事務局を置き、主に市内で活動
☐ 営利目的を主とした運営ではないこと
☐ 生徒の健全育成を主たる目的として活動
☐ 参加者、指導者に保険加入を義務付けること

「やぶ☆チャレクラブ」募集要項で確認 ※2

STEP③ 活動内容決定

☐ 種目・分野決定
☐ 募集対象決定（対象学年、対象エリア）
☐ 活動種別選択（競技志向型・チャレンジ志向型）
☐ 活動希望場所や時間の決定
☐ 会費の決定

参考：学校体育施設開放事業 ※3

STEP④ 申込書提出

☐ 「やぶ☆チャレクラブ」申込書提出

「やぶ☆チャレクラブ」申込書確認 ※4

審査・承認

STEP⑤ クラブ規約作成

・ クラブ規約の作成 （市スポーツ安全保険補助金制度利用にはクラブ規約が必要）

参考：「クラブ規約」ひな形 ※5
参考：市スポーツ安全保険補助金制度 ※6

STEP⑥ クラブ員募集

・ クラブ員募集チラシを作成して、提出する。市教委が提出された募集チラシをまとめて児童生徒へ配布
（クラブが上記とは別にチラシを印刷して配布することは可）

参考：「クラブ員募集チラシ」ひな形 ※7

STEP⑦ 令和10年度「やぶ☆チャレ」開始

・ クラブが設定した時期から活動開始。
（クラブの活動開始が早くても学校部活動の終了時期は変更しない）
例：令和10年5月～、令和10年総合体育大会終了後～など
・ 「やぶ☆チャレ」開始までに先行実施は可

実施主体は学校ではなく、クラブとなります

資　料

※1～7の資料は、養父市HP
「学校部活動の地域展開」に掲載